

# 平成31年度「がんばろう東日本！アート支援助成事業」利用の手引

## 1 対象となる事業内容

### (1) 宮城県を中心とした周辺被災地での芸術文化活動

- ア 会 場：仮設又は復興住宅の集会所、学校、文化施設、その他適切な会場  
イ 対 象：音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術、又は美術、書道等の造形芸術など  
ウ 内 容：被災地の要望を勘案し、日時・場所・内容等を決定する。  
エ 共 催：必要に応じて被災地の市町村、文化施設、学校等と共催することができる。  
オ 入場料：無料とする。

### (2) 兵庫県内での芸術文化交流活動

- ア 会 場：学校、文化施設、その他適切な会場  
イ 対 象：音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術、又は美術、書道等の造形芸術など  
ウ 内 容：被災地の芸術文化団体とともに実施する交流事業  
エ 共 催：必要に応じて開催地の市町、文化施設、学校等と共催することができる。  
オ 入場料：原則、無料とする。

## 2 助成対象経費

### (1) 宮城県を中心とした周辺被災地での芸術文化活動

費 目	対 象 と な る 経 費
旅 費	出演者・スタッフ等の交通費、有料道路利用料、燃料費、駐車料
宿 泊 費	出演者・スタッフ等の宿泊費 (宿泊とセットになっている食費を含む、上限8,700円/日)
運 搬 費	美術品・舞台道具・楽器等の運搬費
使 用 料	車両借上費
そ の 他	傷害保険料(美術品・楽器等の損害保険料は対象としない)

注1) 出演料、会場使用及び設営経費、飲食費、事前調整経費、その他の事業経費は、対象としない。

注2) 出演者、スタッフ等の交通費は実費とし、航空・列車運賃等の特別料金(ビジネス若しくはグリーン料金等)は含まない。

注3) 傷害保険には必ず加入すること。

### (2) 兵庫県内での芸術文化交流活動

費 目	対 象 と な る 経 費
会 場 費	会場使用料、付帯設備使用料(照明・音響・冷暖房使用料等)、看板製作費等
舞台人件費	音響費、照明費、舞台制作費、(音響・照明・美術)技術人件費
印 刷 費	チラシ、チケット、プログラム等(無料配布する場合)の印刷費

### 共通留意点

- ① 実施報告書提出時には、内容及び金額を証明する領収証の写しが必要です。
- ② 個人名でしか発行されない証拠書類(例えば、インターネットで予約する航空券)の場合は、参加者名簿等により所属等の団体が確認できること。

### 3 選考

協会が公募を行い、協会設置の審査委員会が事業内容を審査の上、予算の範囲内で助成の可否、金額を決定する。助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

また、審査委員会は、助成対象となる団体等であっても事業内容やその効果等を審査した結果、不採択とさせていただく場合がある。

### 4 手続

#### (1) 申請書の提出

助成を希望する団体等は、平成31年度「がんばろう東日本！アート支援助成事業」申請書（様式1）、収支予算書（別紙1）及び添付書類を協会に提出する。

#### (2) 交付決定の通知

審査委員会は前項により提出された書類を審査し、助成の可否及び助成予定金額を決定し、協会は助成金交付決定通知書（様式2）により助成金の交付を申請した団体等（以下「当該団体」という。）に通知する。

なお、当該団体は、原則、採択事業の事前チラシ及び当日のプログラム等に本助成金を受けていることを明示する。

#### (3) 実施報告書の提出

当該団体は、事業終了後2週間以内に平成31年度「がんばろう東日本！アート支援助成事業」実施報告書（様式3）、対象事業経費にかかる領収証を貼付した収支決算書（別紙2）、事業実施のチラシ、プログラム及び記録写真等を添えて協会に提出する。

#### (4) 助成金額の確定

協会は前項により提出された書類を確認し、適正と認めたときは助成金額を確定し、助成金額確定通知書（様式4）を当該団体に交付する。

#### (5) 請求及び交付

協会は、前項の助成金額を確定したのち、当該団体から提出される請求書（様式5）に基づき助成金を交付する。

#### (6) その他

当該団体が事業の執行について、本助成事業実施要項の規定に違反したとき、又は事業が変更・中止となったとき等には、協会は助成の決定を取り消し、支払った助成金の全部又は一部の返還を当該団体に求めることができる。

### 5 公表

助成事業の実績は、協会の広報媒体等で公表する。